暴力団等排除に関する特約条項

（暴力団等排除に係る契約解除）

　　第１条　社会福祉法人○○会（以下「甲」という。）は、株式会社○○（以下「乙」という。）が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和６２年１月１４日付６１財経庶第９２２号。以下「要綱」という。）別表１号に該当するとして（落札業者が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

２　甲は、第一項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

|  |
| --- |
| （※その他、本条項により契約解除した場合の保証金の取扱い、検査の実施、支払等について必要に応じて定めること） |

（下請負禁止等）

第２条　乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）を、下請負人としてはならない。

２　乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表１号に該当する者を下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。

３　前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（不当介入に関する通報報告）

第３条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

２　前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を２通作成し、１通を甲に、もう１通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。

３　乙は、下請負人が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人に指導しなければならない。

４　甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は警視庁

管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、この契約を解除することができる。こ

の場合における契約解除については、第１条の解除に係る規定を準用する。